障害児通所支援・障害福祉サービスの利用手順

※　児童（１８歳未満）

1　申請書の提出

保護者が井原市福祉課に申請書等を提出

- 申請書等
- 保護者が井原市に転入して１年経過していない場合、転入前の住所地で所得・課税証明書をとっていただくことがあります。
- 事前に電話連絡の上、お越しください。

⇩

2　依頼届出書の提出

事業所に電話して、ケアプラン作成の依頼をする。
依頼届出書を事業所に提出し、事業所欄に記入してもらう。

- 依頼届出書
- ケアプランを作成してもらう事業所は自治体の指定を受けている事業所の中から保護者の方が選びます。どの事業所にお願いしてよいかわからない場合は、井原市福祉課にご相談ください。

（注１）“サービス等利用計画”をケアプランと表記しています。正式名称は“サービス等利用計画”です。

⇩

3　ケアプラン（案）を提出

作成してもらったケアプラン（案）を井原市福祉課に提出。

- ケアプラン（案）は、ケアマネージャーさんが保護者の方と相談して作成します。
- ケアプランを作成してもらうにあたって保護者の費用負担は発生しません。
- 作成してもらったケアプラン（案）は、記入後の依頼届出書及び相談支援給付費支給申請書と一緒に福祉課にご提出ください。

⇩

4　支給決定の通知

提出頂いた書類をもとに厳正な審査・判定をおこない、支給決定の通知と受給者証を、保護者宛てに送付します

- 支給決定の通知と受給者証が井原市福祉課から届いたら、ケアマネージャーにその旨連絡し、サービスの利用開始日を決めてください。

⇩

5　ケアプランを提出

ケアプランをケアマネージャーさんから受け取り、井原市福祉課に提出。

6　サービス利用開始

サービスの利用を始めてください。

- 作成した**ケアプランは定期的な見直しが必要**です。見直しの時期が来たら、ケアマネージャーさんから連絡がありますので、ケアマネージャーさんと一緒にケアプランの見直しをしてください。

ご不明な点がありましたら、井原市の担当窓口までお気軽にお問い合わせください。

＜担当窓口＞　　井原市福祉課　Tel　６２－９５１８
Fax　６２－９３１０